

基準 20 (地域振興の為の工場等)

市街化調整区域に地域振興の為の工場等を建築する場合で、次のすべての要件に該当するもの。

- (1) 業種は、技術先端型業種、兵庫県産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例に基づく重点立地促進事業及び地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業等であること。
- (2) 当該建築物の用途は、工場又は研究所(研究棟、管理棟等の施設)等であること。
- (3) 申請区域面積は、5ヘクタール未満であること。
- (4) 当該工場等の立地が周辺の土地利用と調和のとれたものであること。
- (5) 当該工場等の立地に関し、市街化区域に適地がないと認められること。
- (6) 当該工場等の立地が次の場合等、自然的条件(地形、環境等)及び社会経済条件(雇用、交通、土地利用、産業等)を総合的に勘案してやむを得ないと認められること。
 - ア 申請区域周辺の労働力を必要とする場合
 - イ 清浄な空気・水等の優れた自然環境を必要とする場合
 - ウ 高速自動車国道又は自動車専用道路のインターチェンジ等に近接することが必要な場合
 - エ 地域未来投資促進法に基づく重点促進区域内において整備される場合
 - オ 既存工場に隣接し敷地の拡張を行う場合
- (7) 許可を得た後、速やかに工事に着手することが確実であること。

注：(1)の取り扱いについては、次のとおりとする。

立地可能業種	
1	旧建設省通達(昭和61年8月2日付け建設省経民発第34号)により指定された技術先端型業種
2	兵庫県産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例(平成14年兵庫県条例第20号)に基づく重点立地促進事業(兵庫県産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則第2条第2項)
3	地域未来投資促進法(「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」(平成19年法律第40号))に基づく地域経済牽引事業の用に供する施設(地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針)
4	先端技術が応用されていると認められる等、上記業種に類似地域振興が図られると市長担当部局が認める業種

平成12年 4月 27日	平成12年度第1回開発審査会承認済 基準適用年月日
令和 6年 3月 13日	令和 5年度第3回開発審査会承認済 基準適用年月日
	平成12年 4月 1日
	令和 6年 4月 1日

ア 旧建設省通達（昭和 61 年 8 月 2 日付け建設省経民発第 34 号）により指定された技術先端型業種

- (1) 医薬品製造業
- (2) 通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業
- (3) 電子計算機・同附属装置製造業
- (4) 電気計測器製造業
- (5) 電子応用装置製造業
- (6) 電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (7) 医療用機械器具・医療用品製造業
- (8) 光学機械器具・ レンズ製造業
- (9) 類似業種（新素材産業、バイオテクノロジー関係産業、宇宙産業）

イ 兵庫県産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成 14 年兵庫県条例第 20 号）に基づく重点立地促進事業（兵庫県産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則第 2 条第 2 項）

次に掲げる製品（設備を含み、これらの製造に用いる主要な原材料、部品及び装置を含む。）の開発又は製造を行う事業

- (1) 水素の製造、輸送、供給及び利用に関する製品
- (2) 再生可能エネルギー源による発電のための製品
- (3) 廃プラスチックのリサイクルのための製品
- (4) 蓄電池
- (5) 航空機
- (6) ロボット
- (7) 医薬品
- (8) 医療機器
- (9) 半導体集積回路

ウ 地域未来投資促進法（「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成 19 年法律第 40 号））に基づく地域経済牽引事業の用に供する施設（地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針）

(1) 流通の結節点

高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地する食品関連物流施設、植物工場、生体材料の研究施設及び工場

(2) 原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍

医薬品又は食品の原料又は材料として使用される農林水産物等の生産地等及び現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設及び工場

(3) 変電所の近傍

変電所の近傍に立地するコンピューターやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した施設（当該施設の用に供する土地の面積が 10 ヘクタール以上のものに限る。）

(4) 高速自動車国道等のインターチェンジの近傍

高速自動車国道又は自動車専用道路インターチェンジの近傍に立地した次世代モビリティに対応した物流施設

(5) 地域における産業立地の促進のために必要と認められる区域

都市計画マスタープランに記載された産業立地のための土地利用に関する事項の内容に即して、姫路市基本計画の重点促進区域内に、高速自動車国道等のインターチェンジに近接して定める区域において立地する工場、研究施設又は物流施設

エ 「周辺の土地利用と調和のとれたものであること」について
植樹帯、生け垣等の緑地の配置により周辺の景観に配慮するなど、周辺環境と調和を図ること。

オ 近接と近傍について

近接：インターチェンジ等の起終点から概ね1 kmの距離の区域

近傍：インターチェンジ等の起終点から概ね2 kmの距離の区域

カ 添付図書

当基準該当については、次に掲げる添付図書により判断する。

- 1 理由書
- 2 立地可能業種であることを示す説明資料
- 3 当該工場の立地についての関係課等の協議内容報告書
- 4 配置図及び平面図
- 5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書